

委託業務特記仕様書（令和８年８月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第１条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

第２条 当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

２ 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

３ 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

第３条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第5条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第9条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第11条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（熱中症対策費（施設・設備）の対象業務）

第 1 2 条 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

- 2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

（本業務の特記仕様事項）

第 1 3 条 本業務における特記仕様事項は、別添「R 8 徳土 蔵本公園 徳・庄町 1 公園施設更新設計業務 業務仕様書」のとおりとする。

1.業務内容

1-1.遊具更新設計

本業務は、蔵本公園における既存遊具 3 基の更新設計を行う。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 3 版）」および「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」を満足するものとする。

1-2.ナイター照明設備実施設計

本業務は、蔵本公園野球場のナイター照明設備を対象として、過年度に実施した LED 投光器設計の内容を踏まえ、利用状況に応じた制御手法について検討を行うものである。

また、当該検討の結果に基づき、制御設備の実施設計を行うとともに、既設ナイター架台に設置されている高圧受電設備の移設に係る実施設計を行うものである。

2.業務対象

2-1.遊具更新設計

本業務の対象遊具は、「吊り橋」「ウッドステーション」「2 連ブランコ」の 3 基である。

2-2.ナイター照明設備実施設計

本業務の対象は、蔵本公園野球場ナイター照明塔 4 基の制御設備及び高圧受電設備である。

3.設計内容

3-1.遊具更新設計

- ・ 与条件の細部検討
 - ①与条件や既往資料等の把握と整理
 - ②適用設計条件や設計基準の確認と整理
 - ③現地細部確認調査(敷地境界、既存物の状況など)
- ・ 実施設計の検討
 - ①公園利用状況や既存施設等を勘案し検討
 - ②安全性・機能性に関する検討と設定
 - ③施工性・市場性に関する検討と設定
 - ④既存施設の保存・撤去・再利用に関する検討と設定
- ・ 実施設計図の作成

必要に応じて、以下の実施設計図等の作成を行う。

 - ①実測平面図に基づいた実施設計平面図の作成
 - ②割付平面図の作成
 - ③施設平面図の作成
 - ④撤去平面図の作成

平面図については、必要に応じて拡大平面図や各種系統別平面図を作成

 - ⑤各種施設の構造図の作成（必要に応じて図面特記事項を付記）

⑥その他工事発注に必要な図面

・数量計算

図面および工事仕様書に基づき、工事工種体系及び土木工事数量算出要領に準じて数量を取りまとめるものとする。

・概算工事費の算出

提供された単価、または見積り徴収による単価等に基づいた概算工事費の算出。

・実施設計説明書の作成

上記検討資料を取りまとめた報告書の作成

・照査

①基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査

②設計方法や設計手法の妥当性の照査

③成果品の内容の適正照査

3-2.ナイトー照明設備実施設計

1) ナイトー照明制御検討

- ・制御方式は、制御線の配線等による有線制御及び無線通信機器等による無線制御についてそれぞれ1案提案し、比較検討のうえ採用案を決定する。
- ・LED投光器設計を含む既往資料の確認及び現地調査を実施し、有線制御及び無線制御の適用可否並びに関連条件を整理するものとする。
- ・制御計画は、内外野別の点灯パターン及び調光機能の活用を基本とする。

2) ナイトー照明実施設計

- ・採用した制御案の実現に向け、必要となる図面作成、数量計算及び概算工事費算出を行うものとする。
- ・施工に伴い取り壊す必要の生じる舗装などの公園施設については原型復旧するものとする。
- ・工事期間中においても公園利用者の安全を確保できるよう、必要な仮設計画についてとりまとめるものとする。
- ・高圧受電設備の移設に当たっては、利用者の安全性に配慮した移設箇所の選定を行うとともに、柵、門扉等の安全対策について検討し、必要となる施設などを設置する。

3-3.打合せ協議

打合せの回数は、業務着手時、中間打合せ（3回）、成果物納入時の計5回とする。

4.貸与資料

- ・H22徳土 日峯大神子広域公園他 徳・大原他 都市公園施設台帳整備業務（公園施設台帳）
- ・R7徳土 蔵本公園 徳・庄町1 野球場照明LED設計業務
- ・その他関連図書